

1. 件 名：北陸電力株式会社志賀原子力発電所における原子力事業者防災業務計画の修正について

2. 日 時：令和3年3月26日 10:25～10:55

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

宮地防災専門官

(以下、テレビ会議システムによる出席)

原子力規制庁 緊急事案対策室

和田防災専門職

北陸電力株式会社

原子力部 原子力防災チーム統括(課長) 他2名

5. 要 旨

北陸電力株式会社から、原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、原子力防災業務計画の修正について検討したところ、修正が必要な事項は抽出されなかったと資料1に基づき説明があった。ただし、令和2年10月28日に一部改正された「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」により、新規制基準適合のタイミング(EALの判断基準の切替時期)の記載の見直しについては、志賀原子力発電所の状況を踏まえると直ちに修正が必要な事項でないと考えているため、次回の原子力防災業務計画の修正のタイミングで、修正する旨説明があった。また、令和3年4月1日付けで、氷見市消防本部から高岡市消防本部に名称変更となることについて、関係機関の組織名称の変更のため、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に示す軽易な変更該当すると考えていることから、本視点に基づき読み替え対応する旨説明があった。

原子力規制庁から、読み替え内容については、「EALの判断基準の切替時期」と同様に、次回の原子力防災業務計画の修正のタイミングで必ず修正するよう伝えた。

北陸電力株式会社から、適切に対応する旨回答があった。

6. その他

配布資料：資料1 2020年度 防災業務計画の年度末の定期修正実施要否について